

令和3年度特定処遇改善加算の取得に伴う処遇改善について

(1) 配分対象： 以下のとおり定めた定義に基づき、各人毎に区分し支給する。

なお、Aグループについては、当事業所が小規模のため定めないこととする。

Bグループ

介護職に就く者であって、経験年数、在籍期間、職務能力、勤務状況等を考慮したうえで法人が認めた者。

Cグループ

Bグループ以外の法人が認めた者。

(2) 特定処遇改善加算の取得状況

| 施設名 | 加算区分 | 介護福祉士の配置等要件 |
|-----------|-----------------|----------------|
| ケアハウスひまわり | 介護職員等特定処遇改善加算 I | サービス提供体制強化加算 I |
| ケアハウスなのはな | 介護職員等特定処遇改善加算 I | サービス提供体制強化加算 I |

(3) 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容（職場環境要件）について

【資質の向上】

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動

【労働環境・処遇の改善】

- ・雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・子育てとの両立を目指す者のため育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備（学童保育所への入所に伴う基本料金の免除制度）
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・事故・トラベルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

【その他】

- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減